

## 令和元年度事業計画

### 1 基本方針

我が国の総人口は、平成 20 年にピークを越え、以降減少傾向にありますが、65 歳以上の高齢者人口は一貫して増加しており、その割合は今後も上昇を続けるものと推計されています。

このような中、総務省統計局労働力調査による高齢者の就業者数は 14 年連続で増加し、平成 29 年には 907 万人と過去最高になっています。

雇用環境が好調であることは、就業を希望する高齢者に就業機会を提供することを使命とするシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）にとって追い風が吹いていると言つても差し支えない状況にあります。また、人手不足により高齢者の労働力が強く求められる中、受託事業はもとよりシルバー派遣の実績が順調に伸びている事実がこれを雄弁に物語つているところであります。

したがいまして、シルバー事業の重要性とシルバー人材センター（以下「センター」という。）に向けられる地域社会の期待は年々大きなものになっていることを真摯に受け止めなければなりません。

また、2018 年 10 月 1 日現在の推計人口によると本町の高齢者は 8,456 人で高齢化率は 40.3% となっています。更に、センター会員対象となる 60 歳以上高齢者は 10,151 人でその高齢率は、実に町人口の半数近い 48.3% となり、高齢化の進行とその対策が改めて浮き彫りにされたところであります。

このような社会情勢の中、当センターの平成 31 年 2 月末の実績を見てみると、会員は 295 人を数え、第 1 次中期計画の平成 30 年度目標の 288 人を上回っていますので、更なる会員拡大を目指して、今年度を「女性会員拡大強化年度」と定め、イメージ戦略による会員拡大活動を展開し、早期の 300 人超えと組入会率 3% 超え達成を目指し、組織体制の拡大を図ります。

受託事業及び派遣事業の契約額も概ね前年度並みで推移しており、地域社会の労働力不足の進行を勘案すると、本年度も同等以上の事業量が推測されるので、課せられた期待に応えられるよう体制の整備に努めます。併せて、安全就業と適正就業の確保についても、引き続き重点事項として取組み、高度の公共性・公益性を保持しなければならない組織として、信用信頼の上に立った事業を展開します。

平成 29 年度に策定した第 1 次中期計画は最終年度としての的確な進行管理と評価の下、事業運営と次期計画への円滑な引継ぎと反映のための取組みを進めます。

本事業計画達成のため、シルバー事業の理念である「自主・自立、共働・共助」を共有する会員が一丸となった事業運営に取組むとともに、町及び関係機関団体との緊密な連携の下、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高齢法」という。）に基づくシルバー人材センターの管理運営に努めます。

### 2 事業実施計画

#### （1）会員と就業機会拡大の推進

##### ア 会員、特に女性会員拡大の推進

（ア）令和元年度を「女性会員拡大強化年度」として定め、特に女性会員確保を重点とした

取組みを展開し、相乗効果として総体的な会員の拡大に努めます。

(イ) 会員数については、第一次中期計画に基づく平成 31 年度目標 298 人は確保可能であることから、前倒しによる 300 人越えを目指します。

(ウ) 高齢法の目的である、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与するために、町及びハローワーク等公共機関との緊密な連携を図った積極的な勧誘活動を展開します。

#### イ 就業機会拡大の推進

(ア) 町民、企業等に対し、センターの存在、役割及び機能を積極的に啓発するとともに、地域社会の雇用、就業ニーズを的確に捉えた訪問（営業）活動をすすめ就業機会の拡大を図ります。

(イ) 除草、剪定等就業可能な会員の減少が進む中、ホワイトカラー層会員の増加傾向に対処するため新たな就業分野の開拓に努めます。

#### ウ 普及啓発活動の推進

会員と就業機会拡大のためには普及啓発活動は欠かせない活動であるので、組織体制の見直しと改善、会員互助会との連携強化によるイメージ戦略的な普及啓発活動を展開し会員の拡大を図ります。

### （2）安全就業の徹底

ア 平成 30 年度の安全就業重点年度を基盤として、引き続き「安全はすべてに優先する」を合言葉に会員一丸となった安全就業の徹底に努め、「無事故 365 日」の達成目標とします。

イ 自宅から就業先の往復途上を含めての安全就業を確保するため、交通安全の励行と会員の健康管理を組織的に推進するため、町の特定健診及び長寿健診の受診に努めます。

### （3）適正就業の推進

ア 労働者派遣事業が増加傾向にある中、高齢法改正に基づく業務拡大の発生も考えられることから、新たな適正就業ガイドラインをはじめ関係法令の遵守及びコンプライアンスの意識の下、適正就業の確保に努めます。

イ 適正就業はセンターの信用信頼に関わる事項なので、受託・派遣事業とともに業種や種別等就業内容の見極めを的確に行い適正就業を確保し、高度の公共性・公益性を有する団体としての性格を保持します。

### （4）高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（補助事業）による会員と就業機会の拡大

人手不足、現役世代を支える分野への派遣や請負業務に係る会員と就業開会を開拓し、高年齢者の活躍の場を創出します。

### （5）町及び関係機関団体との連携による事業推進

ア 地域就業機会創出・拡大事業（補助事業終了）で実施した、さつま町空き家等適正管理業務連携事業については、趣旨目的を継承した事業を展開し、町の空き家対策の下支えと

良好な生活環境の保全、安全安心のまちづくりの推進に寄与することで、高齢者の就業機会を確保します。

イ 町のふるさと応援寄付金謝礼品タイアップ事業の「ふるさと安心見守りサポート」は増加傾向にあるので、今後も特徴である、①出郷者の郷愁に寄り添える。②ふるさとの保全・管理に貢献できる。③謝礼品が町に残る。④高齢者の就業機会を創出できる。⑤町の空き家対策と納税確保に貢献できる。⑥最大の特長は、オールさつまで構成し完結できる。このことを優位性とし、真のふるさと納税返礼品としての取組みの継続と充実を図ります。

#### (6) 組織体制の充実

ア 会員相互の連帶意識を深め、センターと会員の緊密な連携を図るため、地域班の自主的活動と機能向上を図ります。

イ シルバー事業の基本理念である「自主・自立、共働・共助」を發揮できるよう、職群班（剪定班、公共作業班、地域を核とした作業班及び女性会員の草取り班）の体制強化を図ります。

#### (7) 適正就業ガイドラインに沿った労働者派遣事業の拡大推進

ア 県シ連が実施する労働者派遣事業の実施事業所として、高齢者の多様な就業形態に対応するため、業務拡大を含めた就業機会の確保と提供について、適正就業ガイドラインに沿った事業運営に努めます。

また、派遣事業登録会員のキャリア形成支援制度（教育訓練等）による能力向上を図ります。

イ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の効果的な推進に努め、人手不足分野及び現役世代を支える分野における派遣事業の拡大を図ります。

#### (8) 第1次中期計画の仕上げと第2次中期計画の策定

第1次中期計画の最終年度として、事業実施と効果測定及び評価等計画管理を行い、これを反映した第2次中期計画（計画期間：2020年度～2022年度）を策定します。

#### (9) その他

ア 全シ協、九シ協及び県シ連事業について、役職員及び各種委員会委員が参加し、情報収集と研鑽を深め当センターの管理運営に活かします。

イ 会員互助会との連携を図り、会員が一体となったつながりの深いセンターを構築します。

### 3 法人管理運営

#### (1) 適正な法人運営と健全財政の確保

ア 公益法人は、運営、事業面すべてにおいて厳格な適正化が要求されており、これが信用と信頼につながります。よって、関係法令遵守とシルバー事業の基本理念の下、法人としての自己規律と高度の公共性・公益性の確保を図り、社会的使命と役割を果たせるよう努めます。

イ センターの財源は、会員会費、事務費及び公的補助金に限られています。したがって、第1次中期計画に基づいた、年次的、段階的かつ計画的な事業運営と予算執行による健全財政の確保に努めます。

## (2) 定款及び規程に基づいた管理運営

当センターの管理運営及び事業執行に関して重要な案件等を審議・決定するため、下記のとおり会議を開催します。

会議名	開催回数	会議名	開催回数
定時総会	年1回	懲戒審査委員会	
理事会	年5回	理事及び監事候補者選考委員会	
		安全適正就業推進委員会	
		広報委員会	随意
		独自業推進委員会	
		地域班会	
		第2次中期計画策定委員会	